

Information 03

市職員募集

私たちと一緒にこのまちのために



試験区分	職種	採用予定人員	受験資格
上級 (大学卒業程度)	行政	16人程度	昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人
	保健師	2人程度	昭和60年4月2日以降生まれで、保健師の資格を持つ人(令和3年4月30日までに取得見込みも含む)
中級 (短期大学卒業程度)	幼稚園教諭または保育士	1人程度	平成元年4月2日以降生まれで、幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持つ人(令和3年3月31日までに取得見込みも含む)
	土木	2人程度	昭和60年4月2日以降生まれで、土木施工管理技士または測量士の資格を持つ人(受験申込時点で資格を有する人)

※採用予定人員は、現時点での予定で今後変更することがあります
 ※初級(高校卒業程度)は、7月以降に募集する予定です
 ※採用は、令和3年4月1日の予定です

■受験申し込み 申込書と試験実施要項は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで総務部人事課または各総合支所窓口で、5月15日(金)から備え付けているほか、市公式ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできないなどの理由で、郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用統一試験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記した120円切手が貼ってある返信用封筒(A4版が入る大きさ)および連絡先(電話番号)を明記した任意の用紙を必ず同封してください。

■受付期間 5月15日(金)～6月10日(水)
 ※申込受付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は受付期間中の消印のものに限ります

	1次試験	2次試験
日時	7月12日(日)午前9時～	9月上旬または中旬予定
会場	未定(決まり次第ホームページなどでお知らせします)	1次試験合格者に通知します
試験内容	教養試験(2時間)、性格特性検査(20分)	1次試験合格者に通知します
合格発表	8月14日(金) 市役所迫庁舎前掲示板、市公式ホームページに受験番号を掲示し、合格者に郵送で通知します	9月18日(金) 市役所迫庁舎前掲示板、市公式ホームページに受験番号を掲示し、合格者に郵送で通知します

※新型コロナウイルス感染症の影響により、日程や会場を今後変更することがあります。最新の情報については、市公式ホームページをご確認ください(申込者へは別途通知します)。

【申し込み・問い合わせ】
 総務部人事課
 (人事研修係)
 〒987-0511
 登米市迫町佐沼字中江
 2-6-1
 ☎0220(22)2145

Information 01

6月1～7日は 水道週間

毎年6月1日から7日までの期間は、全国一斉に水道週間による取り組みが実施されています。

第62回水道週間のスローガンは「飲み水を未来につなごうほくたちで」。

水道は、私たちの生活に欠かせることができません。市では「水」水道への理解と関心を深め、きれいな水と美しい自然環境を守るための事業に参加する皆さんを募集します。



■第62回水道週間作品コンテスト

水道に関する標語や作文を通じて、水資源の大切さを多くの皆さんに感じてもらうため、作品を募集します。

【募集作品】①標語②作文③図

【規格】①はがき1枚に1点
 ②小学1～3年生 800字以上、小学4～6年生 1200字以上、中学生 1600字以上
 ③画用紙4ツ切り(54×38センチ)④半紙
 【応募締切】9月10日(木)必着
 【応募先・問い合わせ】上下水道部経営総務課(経営管理係)
 〒987-10702 / 登米市登米町寺池目子待井
 381-1
 ☎0220(52)3313



画④習字
 【対象】①制限なし②③小学生④小学生
 【題材】①②③水道に関するもの④小学1～3年生「みず」、小学4～6年生「水道週間」

Information 02

万が一のために 市民活動総合補償制度

【市民活動総合補償制度とは】

市は、市民皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、市民活動総合補償制度を設けています。これは、自治会、市民活動団体やその他市民活動をしている人が、無報酬での公益的な活動中にけがをしたり、誤って第三者を負傷させたりした場合などの不慮の事故を救済する制度です。保険料は市が負担し、保険会社と契約します。皆さんが事前に加入や登録の手続きをする必要はありません。

【補償制度対象者】

市内を拠点として継続的、自発的な市民活動により公益的なサービスを提供している個人や団体が対象です。例えば、レクリエーション活動の場合、活動を運営するスタッフ(サービスの提供者)は補償の対象になりますが、出場者や応援者(サービスの受益者)は対象になりません。

【補償の対象となる主な活動】

市民活動の区分	具体例
1 社会教育活動	清掃活動、河川・道路愛護活動、防犯・防火活動、自治会活動(役員会・総会を含む)、除雪ボランティアなど
2 社会福祉・社会奉仕活動	
3 青少年健全育成活動	

補償の対象とならない主な活動

宗教・政治・営利を目的とした活動、学校などの行事、銃器を使用する有害鳥獣駆除活動、趣味などを目的としたスポーツや文化活動など

【事故が発生したら】

事故発生から30日以内に、最寄りの総合支所市民課(市が実施した事業での事故は事業担当課)へ、事故報告書に活動の概要を把握できる資料(通知文、お知らせなど)を添えて申請してください。

■賠償責任補償

(第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う場合)

区分	補償金支払限度額	免責金額
身体賠償	1人につき6千万円 1事故につき2億円	1事故につき1万円(自己負担額)
財物賠償 (受託物含む)	1事故につき1千万円 (受託物は100万円)	

※補償の対象とならない主なもの=交通事故などの車両によるもの、同居親族に対するものなど

■傷害補償

(活動中の事故で負傷、もしくは熱中症などを発症し、通院した場合)

区分	補償金支払限度額
死亡補償	1人につき300万円
後遺障害補償	1人につき9万～300万円(後遺障害の程度による)
入院補償	1日につき3千円(180日を限度)
通院補償	1日につき2千円(90日を限度)

※補償の対象とならない主なもの=自覚症状がわからないむち打ち症や腰痛、脳心疾患・疾病(熱中症、日射病、細菌性食中毒を除く)など

【問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(地域づくり推進係) ☎0220(22)2173 FAX0220(22)9164